

## 裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が平成31年2月15日付けで提起した処分庁による消費生活相談終了通知に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

### 事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人に対し、消費生活相談の終了について（平成30年12月19日付け30葛産消第67号。以下「本件通知」という。）により、審査請求人が量販店で購入したテレビの一部のチャンネルが映らないことに関する消費生活相談を終了する旨の通知書を送付した。
- 2 審査請求人は、本件通知を不服とし、平成31年2月15日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 審査請求人の主張

審査請求書における審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

消費生活相談の内容を知るため、区長へのはがきを通じて回答を求めたが納得できる回答がなかったので、本件審査請求を提起する。

## 理 由

### 1 本件通知の処分性について

本件通知が「処分その他公権力の行使に当たる行為」（行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第1条第1項及び第2条）に該当するか否か検討する。

審査請求の対象は、法第1条第1項の規定により行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為とされ、同項の「処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、行政事件訴訟法第3条第2項の「処分その他公権力の行使に当たる行為」と同義であり、行政庁が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものと解されている（昭和39年10月29日最高裁第一小法廷判決、昭和43年4月18日最高裁第一小法廷判決）。

本件通知は、事実上の行為にすぎず、審査請求人の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められている行為ではないから、審査請求の対象となる「処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たらない。

### 2 結論

以上のとおり、本件審査請求は、不適法であって補正をすることができないことが明らかであることから、法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、審理手続を経ずに主文のとおり裁決する。

平成31年3月7日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。